

医歯学系教職員 各位

福利厚生給与課 担当課長

令和7年（2025年）年末調整の手引き

1 年末調整実施概要

(1) 概要

職員所有のスマートフォン又はPCを用いたWeb 経由による申告方法（以下「Web 申告」という。）を原則の実施方法といたします。

なお、使用するWEB 年末調整システムは「オフィスステーション年末調整」（以下「オフィスステーション」という）となります。

昨年、紙申告を実施された方も、ご質問に回答いただくだけで申告することが可能ですので是非 Web 申告をご利用ください。

- ※1 年末調整に係る業務を日本郵政コーポレートサービスに外部委託しております。
- ※2 医療費控除、寄付金控除は、各自で確定申告してください。
- ※3 ご自身で確定申告をされる場合も令和8年分扶養控除申告書の提出が必要となりますので、Web 申告をお願いします。主たる給与所得が本学ではなく、「従たる給与についての扶養控除（異動）申告書」を提出されている方は令和8年分扶養控除申告書の提出は不要となります。

(2) 対象者

下記条件に該当しない方は、年末調整の対象となります。必ず Web 申告期間中に申告をお願いします。

- ① 主たる給与所得が本学ではなく、「従たる給与についての扶養控除（異動）申告書」を提出されている方（「乙欄」適用者）
- ② 学外非常勤講師の方
- ③ 12月に給与の支給が発生しない方（各自で確定申告してください）

※③のうち、休職中（育児休業等）で令和7年中に本学より給与及び賞与支払いが発生している職員の方は年末調整の対象となりますので Web 申告期間中に申告をお願いします。

2 Web 申告期間

Web 申告期間

10月14日（火）～11月5日（水）

3 Web 申告方法

(1) メールアドレス登録及び Web 申告

下記 QR 又は URL よりオフィスステーションにアクセスし、メールアドレスを登録した上で、Web 申告を実施してください。

Web 申告方法		
オフィスステーション Web 年末調整	https://service.officestation.jp/w4cx77/user-mypage/auth	

(2) 書面（ハガキ等）の控除証明書等の提出先

附属別紙「Web 申告実施要領」に沿って、申告に対する控除証明書等の提出準備をおこない、WEB 申告完了後速やかに提出してください。なお、本年より Web 申告では、保険料控除や住宅ローン控除の申告において、電子的控除証明書の利用が可能となります。「フ トピックス」の（1）をご確認ください。

【書面（ハガキ等）の控除証明書等の提出先】

受付期間	受付時間	提出場所
10月14日（火）～ 11月5日（水）	9時30分～ 17時30分	①湯島キャンパス 1号館2階 福利厚生給与課窓口に設置された提出BOX ②大岡山キャンパス 大岡山東地区 百年記念館3階 人事部福利厚生給与課 福利厚生第2グループ ③国府台キャンパス ※別途担当部署より案内がございます
※日本郵政コーポレートサービスへ 直接郵送される方 11月7日（金）必着	—	【郵送先】 〒860-8505 熊本県熊本市西区春日1-12-10 日本郵政コーポレートサービス株式会社 東京科学大学医歯学系給与担当 宛て

4 Web 申告時の注意事項

(1) 利用端末について

Web 申告は、スマートフォン以外の携帯電話ではご利用いただけませんが、PCを使用することによりWeb 申告が可能です。

(2) 推奨ブラウザについて

ア パソコン

OS：Microsoft Windows11以降、Mac12 (Monterey) 以降

ブラウザ：Microsoft Edge（最新版）、Google Chrome（最新版）、Safari（最新版）

イ スマートフォン

OS：iOS 13以降、Android 9以降

ブラウザ：Chrome（最新版）、Safari（最新版）

(3) その他

申告受付期間を過ぎると申告はできなくなります。確定申告にてご対応ください。

5 紙申告者の対応方法

ご利用環境上の理由等により、やむを得ず Web 申告ができない場合は、本学の HP から申告書をダウンロードし、内容を記載後、「【書面（ハガキ等）の控除証明書等の提出先】」に記載されている期間中に提出してください。

6 問い合わせ先

申告に当たっての不明点は、下記問い合わせ先にお尋ねください。

内容	問い合わせ先	備考
Web 申告に関する内容 (操作/入力方法)	オフィスステーションコール センター <電話番号> 0120-828-168	<営業時間> 平日 10:00～18:00 <開設期間> 2025年10月10日～2025年12月25日
年末調整に関する内容 (税制等) ※お急ぎでない場合は、 メールにてお問い合わせ ください。	日本郵政コーポレートサービ ス 東京科学大学医歯学系 給与担当 <メールアドレス> tmdu-kyuyo@jp-cs.jp <電話番号> 096-206-9237	<営業時間> 平日 9:00～18:00 <開設期間> 2025年10月14日～2026年1月30日 (2025年12月29日～2026年1月4日除く)

7 トピックス

(1) 電子的控除証明書を利用した Web 申告

本年より Web 申告では、保険料控除や住宅ローン控除の申告において、電子的控除証明書の利用が可能となります。従来の書面（ハガキ等）の控除証明書提出およびご入力が必要となりますので是非ご利用ください。

- ※1 電子的控除証明書を利用して Web 申告を行う場合は職員自身で保険会社等の WEB サイトやマイナポータル連携により電子データ (XML ファイル) を取得し、オフィスステーションに取り込みいただく必要があります。また、電子的控除証明書の取得には数日かかる場合がありますのでお早めの事前準備をお願いします。
- ※2 同一の保険契約について電子的控除証明書 (XML ファイル、マイナポータル連携) と重複して、書面 (ハガキ等) の控除証明書を提出してしまうと、重複申告による過少申告となり、不足額を追加徴収される場合がありますのでご注意ください。
- ※3 電子的控除証明書の発行可否は、保険会社等、契約内容によって異なります。

(2) 令和7年度税制改正について

令和7年の税制改正による年末調整の変更点は下記のとおりです。

① 基礎控除の引き上げ

次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

【基礎控除額（改正された範囲）】

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	基礎控除額		改正前
	改正後		
	令和7・8年分	令和9年分以後	
132 万円以下 (200万3,999円以下)	95 万円		48 万円
132 万円超 336 万円以下 (200万3,999円超 475万1,999円以下)	88 万円	58 万円	
336 万円超 489 万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)	68 万円		
489 万円超 655 万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)	63 万円		
655 万円超 2,350 万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	58 万円		

② 給与所得控除の引き上げ

給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

【給与所得控除額（改正された範囲）】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162 万 5,000 円以下	65 万円	55 万円
162 万 5,000 円超 180 万円以下		その収入金額 × 40% - 10万円
180 万円超 190 万円以下		その収入金額 × 30% + 8 万円

(注) 給与の収入金額 190 万円超の場合の給与所得控除に改正はありません。

③ 扶養親族等の所得要件の改正

上記①の基礎控除の見直しに伴い、次の表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。

【所得要件】

扶養親族の区分	所得要件 (収入が給与だけの場合の収入金額)	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58 万円以下 (123万円以下)	48 万円以下 (103万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58 万円超 133 万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)	48 万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	85 万円以下 (150万円以下)	75 万円以下 (130万円以下)

④ 特定親族特別控除の新設

居住者が特定親族を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、特定親族の合計所得金額に応じて金額を控除する特定親族特別控除が新設されました。

● 特定親族とは

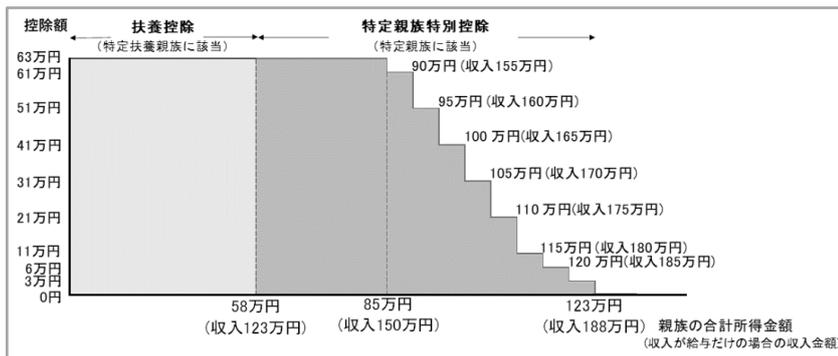
特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者、白色事業専従者を除く）で合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下（注）の人をいいます。

なお、親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含みます。

（注）収入が給与だけの場合には、その年中の収入金額が 123 万円超 188 万円以下であれば、合計所得金額 58 万円超 123 万円以下となります。

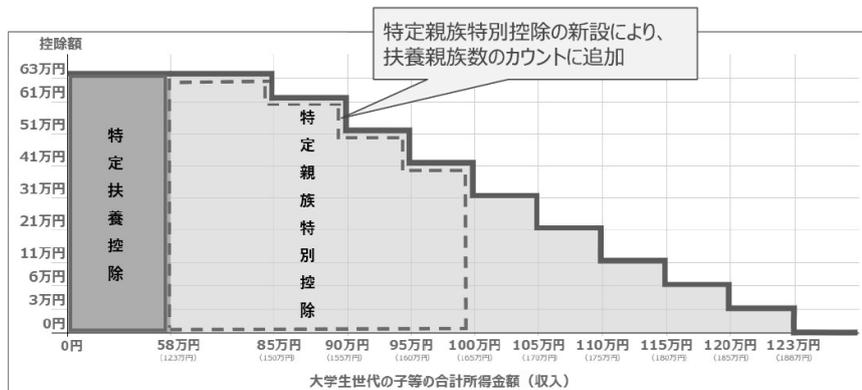
なお、下記の「参考」のとおり、親族の合計所得金額が 58 万円以下の場合には、特定親族特別控除の対象とはなりません、扶養控除の対象となります。

【参考：居住者が生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族を有する場合に受けられる控除】



● 令和8年1月以降の給与・賞与等所得税算出の扶養親族数カウント

特定親族特別控除の新設により、令和8年1月以降の給与・賞与等の所得税算出の扶養親族数カウントに、特定親族特別控除の対象者の一部が追加されます。



⑤ Web 申告における税制改正の対応

項目	Web システム対応内容
①基礎控除の引き上げ	WEB 申告画面の「質問4 本人収入」において、本人収入を入力すると改正後の額が自動判定されます。（基礎控除/給与所得控除について入力箇所はありません。）
②給与所得控除の引き上げ	
③扶養親族等の所得要件改正	WEB 申告画面の「質問6 勤労学生」「質問7 配偶者」「質問8 寡婦/ひとり親」「質問9 扶養親族」において、控除の対象となる所得金額の上限が改修されています。
④特定親族特別控除の新設	WEB 申告画面の「質問9 扶養親族」において、今年19歳以上～23歳未満（生年月日より自動判定）の場合は、所得が0円～58万円は特定扶養控除、58万円超～123万円は特定親族特別控除となり、所得に応じた段階的な控除額が自動で判定されます。特定親族を意識した特別な入力はありません。

Web 申告実施要領

No.	工程	対応期間	作業概要	参考資料
1	メールアドレス登録	10月14日(火)～ 11月5日(水)	<p>① 別紙1のQR又はURLよりオフィスステーションにアクセスしてください。</p> <p>② ログインIDは職員番号の8桁となります。ログインIDとなる職員番号が不明な方は日本郵政コーポレートサービスまでお問い合わせください。</p> <p>※ 学籍番号はログインIDではありません。</p> <p>③ 昨年のWeb申告者におかれましてもパスワードは初期化しておりますので、初回ログインは初期パスワードをご入力ください。</p> <p>④ メールアドレス登録及び二段階認証をしてください。</p> <p>※ 初回ログイン時、パスワードの変更が必須となります。</p> <p>※ 申告は期限厳守でお願いします。期間を過ぎた場合、Web申告は不可となります。</p>	別紙1
2	電子的控除証明書の事前準備	10月14日(火)～ 11月5日(水)	<p>① 電子的控除証明書を利用してWeb申告を行う場合は、職員自身で保険会社等のWEBサイトやマイナポータル連携により電子データ(XMLファイル)を取得してください。</p> <p>※ 従来の書面(ハガキ等)の控除証明書は提出不要となります。同一の保険契約について電子的控除証明書(XMLファイル、マイナポータル連携)と重複して、書面(ハガキ等)の控除証明書を提出してしまうと、重複申告による過少申告となり、不足額を追加徴収される場合がありますのでご注意ください。</p> <p>※ 電子的控除証明書の取得には数日かかる場合がありますのでお早めの事前準備をお願いします。</p>	別紙2
3	Web申告	10月14日(火)～ 11月5日(水)	<p>① オフィスステーションにログインし、申告を開始してください。</p> <p>② 一部、情報が初期登録されていますので、修正や追加があるか、必ず確認した上で、登録を進めてください。</p> <p>※ 申告は期限厳守でお願いします。期間を過ぎた場合、Web申告は不可となります。</p>	別紙1/別紙2 /別紙3
4	原本等必要書類の提出	10月14日(火)～ 11月5日(水)	<p>① 申告完了後、オフィスステーションの「提出画面」より、必要書類添付台紙のダウンロードを行い印刷してください。</p> <p>② 必要書類添付台紙に、原本等必要書類を貼付した上で、受付期間中に提出してください。</p> <p>※ 原本等必要書類の提出が必要な書類については、別紙4を参照してください。</p> <p>※ 団体保険の場合も控除証明書の原本をご提出ください。</p> <p>※ 原本等必要書類の提出がない場合は、申告がなかったものとして修正される場合がありますのでご注意ください。</p> <p>※ 保険料控除証明書「申告(証明)予定額のお知らせ・ご案内」の取扱いについては別紙4を参照してください。</p>	別紙3/別紙4
5	不備内容の修正申告	<不備対応期間> 10月15日(水)～ 11月21日(金)	<p>① 不備・不明点があり修正が必要な場合は、対象職員の登録メールアドレス宛に、オフィスステーションから通知されます。</p> <p>② オフィスステーションにログインし、回答/書類送付等の対応を行ってください。</p> <p>※ 期間内に不備が解消しない場合、該当項目については取消しとなりますのであらかじめご了承ください。</p>	—